

# 富山県社会福祉法人経営者協議会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、富山県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人等にかかわる基本的課題を調査検討し、かつその実績をはかり広く成果を関係者に供し、社会福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立を達成するための調査、研究
- (2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 会員に対する経営、財務、労務等諸問題に関する相談
- (5) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

### (会員)

第4条 本会の会員は、富山県内において社会福祉施設を経営する社会福祉法人等の理事長もしくは、これに代わる役員とする。

2 会員は、申し込みにより入会するものとする。

### (会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、または除名された場合には、すでに納入された会費は返還しないものとする。

### (退会)

第6条 会員が、本会を退会しようとするときは、会長あてに文書をもって、届け出なければならない。

### (除名)

第7条 会員が、著しく本会の名誉を毀損したときは、総会の決議を経て除名することができる。

### 第3章 役員

#### (定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

#### (選任)

第9条 会長、副会長は、理事会において理事の中から互選する。

- 2 理事は、総会において会員の中から選任する。
- 3 監事は、総会において選任する。

#### (職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 理事は、会長を補佐し、会長事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会で議決した業務を執行する。
- 4 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

#### (任期)

第11条 本会の役員任期は、2年とし、再任を防げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期とする。

#### (理事会)

第12条 理事会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項または総会より付託された事項
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長があたる。

#### (専門部会)

第13条 本会には必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に関する規程は、別に定める。

#### (顧問)

第14条 本会には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

## 第4章 総会

### (総会)

第15条 総会は、毎年1回以上開催し、会長がこれを招集する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、会長が付議した事項

4 会長は、会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

6 総会の議事は、この会則に別の定めがある場合を除き、出席会員の2分の1以上で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

7 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

8 総会の議長は、会長があたる。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第16条 本会は、事務局を富山県社会福祉協議会に置く。

## 第6章 会計

### (会計)

第17条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。

## 第7章 会則の変更

### (会則の変更)

第19条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決を必要とする。

## 第8章 その他

### (全国組織とその関係)

第20条 本会は、全国社会福祉法人経営者協議会の県支部的性格を持ち、共同で事業を進める。

## 付 則

1 この会則は、平成3年4月30日から施行する。

2 この会則は、平成25年5月11日から施行する。